

応用美術について



弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

弁護士 大須賀 滋

1 はじめに

応用美術については、これまで多くの議論が重ねられてきたが、令和元年法律第3号特許法等の一部を改正する法律による意匠法の改正（以下「改正意匠法」という。）によって、画像の意匠が物品の意匠とは独立意匠とされ、しかも、画像の意匠について、機器の機能との結びつきが要求されたことから、著作権法との適用範囲の調整についても、新たな視点が導入されたものといえる。

この点について、拙稿「改正意匠法下における意匠法と著作権法の適用範囲の調整」（本誌204号1頁）では、上記画像の意匠についての改正内容のほか、TPP整備法による著作権法の改正により著作権の保護期間が70年に延長されたことにより意匠法と著作権法の適用範囲をより慎重に検討すべき必要が生じたことや、意匠法における「産業の発達」（同法1条）の意味について、より技術の発展を重視した解釈をすべきであるという視点から、意匠法と著作権法の適用範囲の調整について、次のとおり論じた。

「物品等が技術的機能を有する場合には、その意匠が技術的機能からの制約を受けている限りは技術の発展と関連のある意匠であり、その保護は意匠法の専属的範囲に属し、著作権法の保護は排除されるというべきである。また、物品等が技術的機能を有しない場合においても、意匠がその作成過程において技術的制約を受ける場合には、技術の発展と関連のある意匠であり、このような意匠についても、その保護は意匠法の専属的適用範囲に属し、著作権法の保護は排除される。したがって、意匠法の保護と著作権法の保護が重疊的に適用され得る意匠とは、それ以外の場合、すなわち、意匠が物品等の技術的機能からの制約を受けず、かつ、意匠の作成過程において技術的制約を受けない場合（以下「重疊適用可能領域」という。）に限られるということになる」（上記拙稿5頁、括弧内は本稿において付加した。）。

そこで、本稿においては、美術を実用品に応用したものとされる応用美術において、上記見解を前提とすると、著作権法が具体的にどのような場合に適用されるのかを、過去の裁判例を素材として検討することとする。その上で、重疊適用可能領域において、そのすべてに著作権法による保護を及ぼすのか、保護を及ぼす範囲を著作権法上はどのように定めていくべきかについての著作権法の解釈問題についての私見を述べることとする。

ただ、以上の検討の前に、近時の応用美術に関する議論を振り返っておくこととしたい。その際、説明の順序としては、近時、この問題の議論の触発点となった下記知財高裁判決を振り返るとともに、その後の学説の議論の状況を紹介することとする。

2 応用美術に関する近時の議論の展開

ア 知財高裁平成27年4月14日判決（判例時報2267号91頁・TRIPP TRAPP事件。以下「本件判決」という。）

（事実関係）

控訴人2名は、ノルウェーにおける椅子のデザイン会社及び製造、販売会社（それぞれ、X1、X2という。）であり、控訴人製品の椅子は、昭和49年から日本国内に輸入され、販売されている。被控訴人は、被控訴人製品の椅子を製造、販売している。

控訴人X1は、控訴人製品の椅子の著作権者であるとして、X2は同椅子の著作権の独占的利用権者であるとして、X1は被控訴人製品の製造、販売等の差止め、破棄を、X1、X2は損害賠償を求めた。

（裁判所の判断）

・著作権法が、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と」していること（同法1条）に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。

・同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として同法上の保護を受けるものといえる。

・応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。

・控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、①「左右一对の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面のみで結合されて直接床に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、「創作的」な表現というべきである。

・実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分に分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えすることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。

・著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり（著作権法1条、意匠法1条）、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。

・応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるため、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記の制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較